

平成 22 年 6 月 8 日

「上場会社の個別財務諸表の取扱い（連結先行の考え方）に関する検討会」
の概要の報告

企業会計基準委員会 委員長 西川 郁生

1. 検討の経緯

- 企業会計基準委員会（ ASBJ ）では、2007 年に国際会計基準審議会（ IASB ）と公表した東京合意に基づき、国際財務報告基準（ IFRS ）とのコンバージェンスを継続しているところである¹。具体的には既存の差異に係る項目については年内を目途にコンバージェンスを完了する予定であり、また、来年 6 月を期限とする IASB と米国財務会計基準審議会（ FASB ）の間のいわゆる MoU 項目については、我が国において受け入れ可能なものとなるよう意見発信、協議などの対応を図っているところである。こうした中、これらの基準開発を行っていく上で、包括利益の表示の我が国会計基準への導入の検討を契機として、上場会社の個別財務諸表に関する連結先行のあり方が議論になった。
- これまで、連結財務諸表と個別財務諸表に用いられる会計基準は、基本的に、同一のものが用いられてきている²。これは、投資家への情報開示として、両者の首尾一貫性を図り、整合性を確保するという観点を特に重視したものと考えられる。一方、平成 21 年 6 月に公表された企業会計審議会の「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」では、コンバージェンスを加速化するにあたって連結先行の考え方が示され、また、これを基礎にして最近ではダイナミック・アプローチという考え方も示されている。
- このような状況の中、 ASBJ の委員、作成者、利用者から構成される「上場会社の個別財務諸表の取扱い（連結先行の考え方）に関する検討会」（以下「本検討会」）を設け、現行の開示制度を前提にして、連結先行の考え方と具体的な適用について検討を行った。個々の会計基準の開発作業は、 ASBJ において行われるため、本検討会では、 ASBJ

¹ 平成 21 年 6 月に公表された企業会計審議会の「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」においては、コンバージェンスの継続、加速化が提言されている。

² 本検討会では、財務情報を改善するために連結財務諸表に適用する会計基準を改正するのであれば、個別財務諸表にも同一の会計基準を適用すべきとの意見が聞かれる一方で、 IFRS の強制適用を見据えて根本的に個別財務諸表のあり方を検討すべきであり、諸外国の状況や我が国の会計の基本的な思想との整合性を検討すべきであるとの意見も聞かれた。

の当面の基準開発に関連して、6個のケース（「2. 個々のケースの検討」を参照）を題材に、ダイナミック・アプローチ（連結先行）の適用の可否について、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務の観点、会社法の観点、法人税法の観点、当期純利益の考え方のような基礎概念の観点、実務上の実行可能性の観点から検討を行った。また、本検討会では、仮に個々の会計基準開発にあたってダイナミック・アプローチ（連結先行）を適用した場合の追加的な論点についても、論点の提示等を行った（「3. ダイナミック・アプローチ（連結先行）を採用した場合の追加論点」を参照）。

- 今後、ASBJにおける個々の会計基準開発の審議は、本検討会の審議の内容及び企業会計審議会での審議も踏まえ行う予定である。なお、企業会計審議会での審議中に、ASBJにおいて個々のテーマについて議決を行う場合、個別財務諸表の取扱いについては、判断を留保する方向で委員会で議論することとする³。
- 本資料では、個々の基準策定の検討において、連結財務諸表と個別財務諸表を一致させた場合及び連結先行した場合にどのような懸念（コスト・デメリット）があるのか比較衡量することが有用であると考えられることから、主に、6個のケースに関するダイナミック・アプローチ（連結先行）の適用の可否の検討の概要を紹介する。

（参考）

本検討会のメンバー

- ASBJの委員全員（11名）
- 金子 誠一氏（社）日本証券アナリスト協会 理事・教育第二企画部長
- 貝増 真氏（社）日本証券アナリスト協会 教育第一企画部長
- 五反田屋 信明氏（東京電力株） 経理部連結決算グループマネージャー
- 高畠 修一氏（三菱重工業株） 経理部主席部員

オブザーバー：金融庁、法務省、経済産業省、日本経済団体連合会

本検討会の日程

4月9日、4月22日、5月10日、5月28日の計4回（非公開）

2. 個々のケースの検討

個々のケースについて、連結財務諸表と個別財務諸表に同一の会計基準を適用した場合の懸念（コスト・デメリット：以下、単に懸念と表記）とダイナミック・アプローチ（連結先行）をした場合の懸念について、本検討会のメンバーから出された意見等を紹介する

³ 連結財務諸表において、コンバージェンスを進めていくことについては、本検討会では特に異論は聞かれていない。

（各々の懸念は、ASBJとしての意見ではない。）

なお、本資料に記載する「想定する連結財務諸表上の会計処理や表示」は、仮に連結財務諸表においてそれらの会計処理や表示が改正された場合を仮定してのものであり、今後のASBJの会計基準開発の方向性を示すものではない⁴。

（1）包括利益の表示

想定する連結財務諸表上の会計処理：

- ✧ 二計算書方式又は一計算書方式により、包括利益及びその他の包括利益（以下「OCI」という。）の表示を行う。

＜連結財務諸表と個別財務諸表に同一の会計基準を適用した場合の懸念＞

- 包括利益及びその他の包括利益を表示する場合、その意義が周知されないと、重要な業績指標であるとの誤解を与えかねない。また、例えば、OCI ノンリサイクリング処理（(4)を参照）などが行われた場合、当期純利益の意義を変質させる可能性があり、会計処理と関連づけて導入を議論すべきである。（連結財務諸表にも共通する懸念）
- 会社法上の「損益計算書」⁵と「損益及び包括利益計算書」及び「包括利益計算書」の関係を整理する必要がある（「損益計算書」に「損益及び包括利益計算書」（一計算書方式の場合）「包括利益計算書」（二計算書方式の場合）が含まれるか。）

＜ダイナミック・アプローチ（連結先行）をした場合の懸念＞

- 財務諸表の有用性の観点からは、連結財務諸表と個別財務諸表で異なる表示とする理由がない。また、連結財務諸表と単体の比較分析上、個別財務諸表の包括利益も利用すると考えられ、表示されない場合、財務諸表利用者自身で算定する必要がある。
- 貸借対照表の純資産の部において、連結財務諸表で「その他の包括利益累計額」と表示する一方、個別財務諸表では現行の「評価・換算差額等」の表示にした場合、投資家に理解しづらい情報となる。
- 作成者は一定の連結修正の作業を要することになる。利用者は、連結財務諸表と個別財務諸表の関連性を分析する上で、個別財務諸表の数値を調整する作業が必要となる（(1)から(6)共通。）
- 個別財務諸表のみを開示している会社の包括利益は開示されず、上場会社の中に包括利益を開示している会社としていない会社が混在し、投資実務に混乱を招く。コンピューターによって全上場会社をスクリーニングする投資家は多いが、包括利益という重要な指標を企業間比較に用いることができなくなる。

⁴ 包括利益の表示については、2009年12月に公開草案を公表している。

⁵ 会社計算規則95条「損益計算書等には、包括利益に関する事項を表示することができる。」

(2) 開発費の資産計上

想定する連結財務諸表上の会計処理：

- ✧ 一定の条件を満たす社内開発費の資産計上を行う。資産計上の判断基準は、基本的に、IAS38と同様のものとする。

<連結財務諸表と個別財務諸表に同一の会計基準を適用した場合の懸念>

- IFRSにおける方法で開発費の資産計上を行った場合、資産計上の要否及び計上のタイミングが企業により異なることが想定され、比較可能性が担保されない可能性がある。（連結財務諸表にも共通する懸念）
- また、恣意性が高くなる可能性があり、保守主義の観点からは、資産計上有る懸念がある。（連結財務諸表にも共通する懸念）
- 会社計算規則第158条に定められるのれん等調整額（のれんの額の1/2及び繰延資産の金額）の分配制限との関係を整理する必要がある。
- 法人税法上の取扱いに特に重要な影響を与える可能性がある。

<ダイナミック・アプローチ（連結先行）をした場合の懸念>

- 投資家の意思決定に関する有用性の観点からは、連結財務諸表と個別財務諸表で異なる会計処理とする理由がない。連結財務諸表上の利益や株主資本の金額と個別財務諸表上の利益や株主資本の金額が資産計上の有無により、大きく変わる可能性があり、場合によっては投資家に誤解を与える可能性がある。
- 原価計算の観点からは、開発費は、有形資産よりも製品との結びつきが強いと考えられ、償却費は一対一に近い形で個別財務諸表においてヒモ付けるべきである。連結財務諸表上の資産計上して、償却費を何らかの規準で棚卸資産と売上原価に配分するなどの調整で対応することは、実務的には可能としても、企業の経営においてよいかどうかは疑問である。
- 連結財務諸表作成上、ケースによっては在庫の原価計算を再計算する必要が生じ、原価計算に関するシステム対応を含め、実務負担が生じる可能性がある。

(3) のれんの償却

想定する連結財務諸表上の会計処理：

- ✧ のれんを非償却とする。

<連結財務諸表と個別財務諸表に同一の会計基準を適用した場合の懸念>

- のれんは、投資原価の一部であり通常はその価値が減価するため、投資から得られる成果と関連づけて償却されるべきである。非償却にした場合には、利益計算に重要な影響を与える。また、経営管理上も、のれんの償却を行うべきである（連結財務諸表にも共通する懸念）
- 会社計算規則第158条に定められるのれん等調整額の分配制限の見直しについて整理する必要がある。
- 法人税法上の取扱いに影響を与える可能性がある。

<ダイナミック・アプローチ（連結先行）をした場合の懸念>

- 投資家の意思決定に関する有用性の観点からは、連結財務諸表と個別財務諸表で異なる会計処理とする理由がない。連結財務諸表と個別財務諸表で償却の有無が異なる場合、場合によっては投資家に誤解を与える可能性がある。
- 連結財務諸表と個別財務諸表で異なる減損会計の適用が必要となる可能性があり、その場合、実務上の負荷が生じる。

(4) OCI のノンリサイクル処理

想定する連結財務諸表上の会計処理：

- IFRS9と同様に、金融資産に係るOCIオプション⁶を導入し、ノンリサイクル処理とする。
- IASBより公表された改正退職給付公開草案で提案されている再測定部分（数理計算上の差異等）の即時OCI認識及びノンリサイクル処理を導入する。

<連結財務諸表と個別財務諸表に同一の会計基準を適用した場合の懸念>

- ノンリサイクル処理を導入する場合、当該処理の対象となった金融資産については、売却損益、減損損失が当期純利益に計上されなくなり、退職給付については、数理計算上の差異の償却費が労務費に反映されなくなる。これらにより、経営管理上、重要な影響が生じるとともに、当期純利益の概念自体が大きく変わる懸念がある。（連結財務諸表にも共通する懸念）
- 会社法上、分配可能額に影響を与える可能性があるが、今後の会計処理が定まっていないため、現時点ではいかなる影響を与えるのか分からず（B/Sの「その他の包括利益累計額」に計上された有価証券評価差額及び退職給付の再測定部分がどのタイミングで利益剰余金に振り替えられるか⁷）。また、企業の選択により分配可能額が変わり

⁶ 公正価値評価する金融資産の評価差額を当期純利益ではなくOCIに反映させる例外処理。

⁷ IFRS9では、売却時等におけるその他の包括利益累計額から利益剰余金への振替えは、各の法制度によるとして、特に定められていない（BC87）。

得る点も整理が必要となる。

- 金融資産については、法人税法上の取扱いに影響を与える可能性がある。

<ダイナミック・アプローチ（連結先行）をした場合の懸念>

- 投資家の意思決定に関する有用性の観点からは、連結財務諸表と個別財務諸表で異なる会計処理とする理由がなく、投資家が理解しづらくなる。
- 年金資産の運用実績の変動を原価計算に反映することは、事業の実態を適切に反映しないため、むしろノンリサイクル処理のほうが適切な処理である。
- 個別財務諸表ベースのみで、数理計算上の差異の償却年数の決定や事務管理を行う実務負担が生じる。特に、個別財務諸表で労務費として原価算入した数理計算上の差異の償却費を、連結財務諸表で原価から控除することは実務的に煩雑である⁸。

(5) 収益認識

想定する連結財務諸表上の会計処理：

- ✧ IASB/FASB が提案している支配の移転を基礎とした収益認識モデルを導入し、履行義務の充足時に収益を計上する。

<連結財務諸表と個別財務諸表に同一の会計基準を適用した場合の懸念>

- 我が国で用いられてきた伝統的な実現主義とは根本的に異なる考え方に基づくものであり、当期純利益の内容を変質させる可能性がある（ただし、会計実務や商慣行に与える影響は、IASB/FASB の ED の内容を見ないと判断できない面もある。）（連結財務諸表にも共通する懸念）
- 法人税法上の取扱いに影響を与える可能性がある。

<ダイナミック・アプローチ（連結先行）をした場合の懸念>

- 収益認識は、財務諸表の基本であり、連結財務諸表と個別財務諸表で異なる基準を用いることは、理屈上は理由がない。
- 実務上、二つの数値を事務管理する必要が生じ、経営管理上も数値管理が困難になる。
- 連結財務諸表のみ、IASB/FASB が提案している基準を適用し、個別財務諸表については従来どおりとする場合、現状では、我が国では個別の収益認識の会計基準がないた

IAS19 を改正する確定給付制度の公開草案では、OCI 処理された再測定部分は、即時に利益剰余金に振り替えられることとされている（119A(c)）。

⁸ 連結財務諸表と個別財務諸表で売上原価が異なると、工事進行基準を採用している場合の収益認識に影響を与える可能性があるとの意見も聞かれた。

め、個別財務諸表の会計基準を作成する必要が生じる。そうしない場合、連結財務諸表の処理が合理的と判断される場合は、監査上の実質判断において、従来の個別財務諸表での処理が認められるかという議論が生じる可能性がある。

(6) 負債と資本の区分

想定する連結財務諸表上の会計処理：

- ✧ IASB/FASB が提案している負債と資本の区分を導入する（払込資本について負債計上されるものが生じる。）

<連結財務諸表と個別財務諸表に同一の会計基準を適用した場合の懸念>

- 伝統的に、会計上の資本金、資本準備金の表示は、会社法上の取扱いによってきたため、払込資本について負債計上がなされるものが生じると、従来と大きく異なる考え方の導入となる。（連結財務諸表にも共通する懸念）
- 「資本金」は数多くの法律に規定されており、資本金の概念を変更することは、法律的に非常に大きな影響を与える可能性がある。
- 従来、資本としていたものを負債とし、公正価値評価された場合、会社法上、分配可能限度額上の整理も必要となる。

<ダイナミック・アプローチ（連結先行）をした場合の懸念>

- 払込資本の金額が連結財務諸表と個別財務諸表で異なる場合、投資家が理解しづらくなる。
- その他、IASB/FASB が今後公表する ED で示される会計処理の内容を踏まえて分析する必要があり、現時点ではどのような影響があるかを総合的に判断することは難しい。

3. ダイナミック・アプローチ（連結先行）を採用した場合の追加論点

本検討会では、主に、「2. 個々のケースの検討」について議論を行ったが、仮に個々のテーマでダイナミック・アプローチ（連結先行）を採用した場合の、追加論点の提示を行った。これら追加論点につき検討を行うことは時期尚早との意見があったものの、限られた時間の中で若干の意見が出された。今後、企業会計審議会での議論を踏まえ、ASBJにおいて上記の個々の会計基準の検討を行うにあたり、以下の追加論点の検討を併せて行うことは必要となる。したがって、企業会計審議会での議論に資するため、想定される主な意見につき、以下に記載する。

【追加論点1】

- 仮にダイナミック・アプローチ（連結先行）を採用し、個別財務諸表を従来のままとした場合、個別財務諸表においてどのような開示（会計処理の差異を文章で記述するか、影響額を開示するかなど）を必要とするか。
 - 重要性がある場合は、連結財務諸表と個別財務諸表の比較分析を可能とするために、最低限、影響額の開示は必要である。
 - 実務上のコストを十分考慮した上で、判断すべきである。

【追加論点2】

- 仮にダイナミック・アプローチ（連結先行）の考え方を採用した場合、個別財務諸表について、任意に連結財務諸表と同じ会計処理や表示方法を認めるか否か。
 - 連結財務諸表との比較可能にする観点から、任意適用は認められるべきである。
 - 任意適用の是非についても、個別財務諸表のあり方全体と合わせ、慎重な検討を行うべきである。
 - 任意適用を認めることにより、ダイナミック・アプローチ（連結先行）を行う意義がなくなる可能性がある場合には、任意適用は行うべきではない。

【追加論点3】

- 仮にダイナミック・アプローチ（連結先行）を採用した場合、個別財務諸表のみを開示している会社についての取扱い（連結財務諸表と同様の処理を求めるか、影響額を注記で開示するか）をどうするか。
 - 連結財務諸表と個別財務諸表の両方を作成している会社における連結財務諸表との比較可能性を担保するために、重要性を勘案した上で、連結財務諸表と同様の処理を求めるか、影響額を注記で開示すべきである。
 - 実務上のコストを十分考慮した上で、判断すべきである。

以上